

相談室だより

令和3年9月6日発行 第409号

公益財団法人井之頭病院理念「患者様の権利尊重」

基本方針1. 人権を尊重した医療の提供

2. 誠心、誠意、誠実をこめた奉仕

3. 社会復帰促進とノーマライゼーションへの援助

発行：井之頭病院相談室 0422-44-5331(代)

〒181-8531 三鷹市上連雀4-14-1

URL <http://www.inokashira-hp.or.jp>

今月の相談室だよりの紙面

2ページ	成年後見制度をご存知ですか？
3ページ	だよりの情報広場 権利擁護センターみたか
4ページ	催しのご案内～リカバリー全国フォーラム2021・第68回公開講演会～ 自立支援医療制度/心身障害者医療費助成制度(マル障)について/編集後記



当院を利用されているご家族向けの催し

つながろう 家族のための「わわわ会」 オンライン (Zoom) で開催します！

統合失調症等の治療や支援、ご本人との付き合い方について一緒に学び合う場です。

1クール5回シリーズですが、どの回からでも参加できます。5月～9月は、オンライン (Zoom) で開催します。

対象：当院に通院・入院歴がある、または医師やソーシャルワーカーの有料相談歴のある方のご家族 (アルコール依存症を除く)

参加方法：予約制 (各回10名まで)

電話または直接、相談窓口 (4番) までご連絡ください。

参加方法をご案内いたします。(☎0422-44-5331代)

開催日程：毎月最終土曜日 10時～11時30分

内容：各回、講義と質疑のみ。懇談 (グループ) は行いません。

費用：無料 テキスト (5回分含) をご希望の方は、相談窓口 (4番) で販売しています。(1冊500円)

今後の予定：10月 お休み ★11月以降の「わわわ会」については10月号の相談室だよりでご案内いたします。

今月(9/25)のテーマ

いっしょに歩む

リハビリテーション

講師：当院リハビリテーション

担当スタッフ

アルコール家族教育プログラムをオンライン (Zoom) で配信しています！

アルコール依存症に関する医師による講義をオンラインで月1回配信しています。

対象：当院を受診したことがある方のご家族 当院の医師や精神保健福祉士の有料相談に来られたご家族

日時：第1土曜日 10:00～11:00 アルコール依存症とその治療について (担当：医師)

参加方法：予約制となります。参加ご希望の方は当院のホームページよりお申込みください。(トップページよりご来院の皆様へ→ご家族向け→家族教育プログラムの「参加方法」より応募フォームへアクセスしてください。)

★9/4の配信は中止とさせていただきますので、詳細や実施状況については当院ホームページをご参照ください。

家族懇談会

ご家族の日頃の悩みや気になっていることについてスタッフも一緒に考える場です。

アルコール家族教育プログラム

アルコール依存症に関するビデオを用いた学習と講義です。

再開に向け 準備中です

家族セルフヘルプグループ

「かけはし」

家族による家族のための相談例会です。

アルコール家族ミーティング

ご家族自身の気持ちを話す場です。他のご家族の話の聞くだけでも構いません。

例年9月(秋分の日)に開催しておりました湧水会は、新型コロナウイルス感染対策のため中止とさせていただきます。

ホームページでも相談室だよりの最新号やバックナンバーをご覧ください

井之頭病院ホームページより「精神保健福祉相談」→ 相談室だより「ダウンロード」をクリック





成年後見制度をご存知ですか？



成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって、物事を判断する能力が十分ではなくなり、ご本人ひとりで契約や財産の管理等が難しい時に、ご本人の権利を守る援助者を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

『成年後見制度の種類』

判断能力が不十分になってから →法定後見制度

判断能力が不十分になる前に →任意後見制度

『法定後見制度』とは？

ご本人の判断能力が不十分になった後、市区町村・民間団体等や医療機関に相談の上、申立てを行い家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。

例) 銀行通帳を失くしたり、キャッシュカードの暗証番号がわからなくなったり、消費者被害に遭うことが増えた等。

『任意後見制度』とは？

ご本人に十分な判断能力がある内に、ご本人があらかじめ選んだ方（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。

例) 将来に備えて、財産の管理や介護の手配をしてくれる人を決めておきたい等。

『法定後見制度の3類型』 ご本人の判断能力に応じて判断されます

区分	本人の判断能力	成年後見人等が代理することができる行為	援助者
後見	欠けているのが通常の状態	原則としてすべての法律行為	後見人
保佐	著しく不十分	申立てにより裁判所が定める行為	保佐人
補助	不十分	申立てにより裁判所が定める行為	補助人

手続の流れ

相談	地域包括支援センター、中核機関（基幹相談支援センター等）、社会福祉協議会、各自治体窓口にて、あらかじめ相談することができます。
申立て	主治医に診断書の作成をお願いします。
調査等	裁判所から事情を尋ねられたり、ご本人の判断能力について鑑定を行うことがあります。
審判	裁判所が、後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。
援助	選任された成年後見人等の支援が開始されます。

家庭裁判所

※詳しくは、最高裁判所ホームページ (<https://www.courts.go.jp>) の裁判手続案内 > 裁判手続を利用する方へ > 各種パンフレット > 成年後見制度—利用をお考えのあなたへ—からご覧いただけます。また3面記事をお読みいただき、お住まいの地域の社会福祉協議会等各自治体の窓口にもご相談が可能です。





だよいんの情報広場

社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会

権利擁護センターみたか

今回は権利擁護センターみたか 高橋様にご寄稿頂きました。

○ 権利擁護センターみたかとは・・・

高齢の方や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに関する相談や支援を実施しています。また、公的制度である「成年後見制度」に関する相談や利用の際の支援をしています。

事業内容

1 相談事業

福祉サービス利用に関する相談、成年後見制度に関する相談、権利擁護に関する専門相談を実施しています。

2 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

市内に在住する認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など判断能力が必ずしも十分でない方（ただし、契約できる判断能力がある方）を対象として、福祉サービスを適切に利用するための援助、日常的な金銭管理支援などのサービスを行っています。

～サービス内容・利用料金～

① 福祉サービスの利用援助：（基本サービス）：福祉サービスの利用や手続きや支払いなど

1回1時間まで500円

② 日常的な金銭管理：（オプション）：生活費の預貯金からの払い出し、公共料金や家賃の支払いなど

通帳：本人保管 1回1時間まで 500円

通帳：社会福祉協議会預かり 1回1時間まで 1,500円

※利用には契約能力の有無を確認する聞き取りや審査を要します。

※①②のサービスは1時間を超えた場合は30分毎に300円加算となります。

※生活保護世帯には減免制度があります。書類等の預かりサービスも有料（月1,000円）で利用ができます。

3 成年後見制度の利用支援事業

判断能力の低下に伴い、財産管理や身^{しんじょうかんご}上監護（成年被後見人の心身の状態や生活の状況に配慮して、成年後見人が生活や健康、療養のために必要な法律行為を行うこと）のための公的制度である「成年後見制度」の内容説明や利用のための手続き方法などの相談、手続き支援、情報提供を行います。また、後見人候補者として弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職の紹介も行っております。司法書士による専門相談（毎月第2金曜日午後1時～4時：予約制）でも成年後見制度の相談を受け付けています。

4 苦情調整事業

障がい者の方を対象に、現在、受けている福祉サービスに関する苦情や不満などの相談窓口として、苦情の調整の役割を担っています。また、弁護士による専門相談（毎月第3金曜日午後1時～4時：予約制）でも苦情調整の相談を受け付けています。

相談がある方は当院4番相談窓口、病棟担当ソーシャルワーカーにもご相談ください。

（お問い合わせ先）社会福祉法人 三鷹市社会福祉協議会
権利擁護センターみたか

住所：三鷹市新川6-37-1

三鷹中央防災公園・元気創造プラザ3階

電話：0422-46-1203 8:30～17:00

（土・日・祝日は休み）



次号は…



催しのご案内

リカバリー全国フォーラム 2021

『今こそ考えるピアサポート ～人と人が支え合うことの意味～』

10/16 (土) ▶ 10/17 (日) オンライン開催

基調講演・トークライブ・シンポジウム 等

主催：認定 NPO 法人 地域精神保健福祉機構 (コンボ)

※ プログラムの詳細、参加方法、参加費用等はコンボのウェブサイトでご確認ください!

https://www.comhbo.net/?page_id=29980

リカバリー全国フォーラム



公益財団法人井之頭病院 第 68 回公開講演会「市民講座」

『アルコール依存症 ～正しい知識と治療で健康的な生活に～』

講師：医師 本多 恒治 (当院アルコール症センター長)

日時：2021/10/23 (土) 10:00 ~ 11:30

主催：公益財団法人井之頭病院 定員：50 名 (要事前申し込み・抽選)

参加方法：Zoom によるオンライン形式 (インターネット環境必須)

抽選申込方法：メールのみ syomu@inokashira-hp.or.jp 〆切：9 月 30 日

※件名に「市民講座」と入力、本文に①氏名 (フルネーム)、②電話番号を入力の上、上記アドレスに送信してください。

抽選結果は 10 月上旬までにご連絡頂いたメールアドレスに通知いたします。

※お寄せいただいた個人情報は、講演会運営の目的以外には使用いたしません。

お問い合わせ先：公益財団法人井之頭病院 公開講演会事務局

電話：0422-44-5331 (受付時間 平日 9:00~17:00)

自立支援医療制度をご存知ですか？

「自立支援医療」とは、統合失調症、そううつ病、うつ病、アルコール依存症等について、通院医療の際にかかる医療費の一部を公費で負担する制度です。利用すると、自己負担額は保険診療の 1 割となります (注：登録した医療機関や薬局、訪問看護ステーションに限ります。なお、当院は院外処方です)。

また、対象者の「世帯」の所得等に依りて 1 ヶ月の自己負担の限度額が設定されており、さらに、都内在住の方は、「世帯」が非課税の場合、申請により自己負担額がゼロになります。更新は 1 年ごとで、2 年に一度診断書が必要になります。当院での診断書料金は 5,500 円です。お住まいの自治体によって、独自に診断書料金の助成が受けられる場合があります。

心身障害者医療費助成制度 (マル障) をご存知ですか？

精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方 (※) は、申請により「マル障」が利用できます。「マル障」を利用すると、医療機関での (精神科以外でも) 外来・入院にかかる保険診療の自己負担が 1 割となり、住民税非課税の方は自己負担が免除となります (ただし、入院中の食事療養費は対象外)。

※所得が基準額を超える方、生活保護受給中の方、65 歳までに手帳の申請をしなかった方は対象外です。



編集後記：新型コロナの影響で夏を満喫できないまま 9 月になってしまいました。食欲の秋、スポーツの秋、読書の秋、芸術の秋・・・。制約の多い日々が続きますが、工夫をしながら秋を楽しみたいですね。(馬)